

基本方針の策定に関して、「人権教育・啓発の推進」についての  
審議会の意見

**人権教育・啓発の推進**

1. 「くにたち人権月間」等、あらゆる機会や手段（講演会、学習会、研修、インターネット、動画、チラシ・ポスター、冊子等）を通じて、市民全体に向けた人権侵害は許さないという強い意志を発信するための啓発を行うこと。その際、関係機関や団体等との連携に加え、近隣自治体や平和文化を推進する他自治体とも連携しその内容を充実させること。
2. いわゆる国立市版の“人権博物館”のような、市民が日常的に人権・平和について考えたり、情報を発信したりする場が必要であり、そのための機運醸成に努めること。
3. 学校教育においては、年間を通して計画的に人権教育を実施すること。また、単に講話等を一方的に聞くような内容にとどまらず、実際に当事者と交流したり、当事者の抱える不安や困難を疑似体験したりする中で自ら考え行動に移すことができるような教育とすること。

（その他、附帯意見）

1. 差別や偏見に苦しむ当事者の声を大切にし、広くその声を届けることが重要であること。また、“知らない”ことから起こる差別や偏見も多いことから、特定の分野に限らず様々な分野の人権課題について教育・啓発を行うことが重要であること。